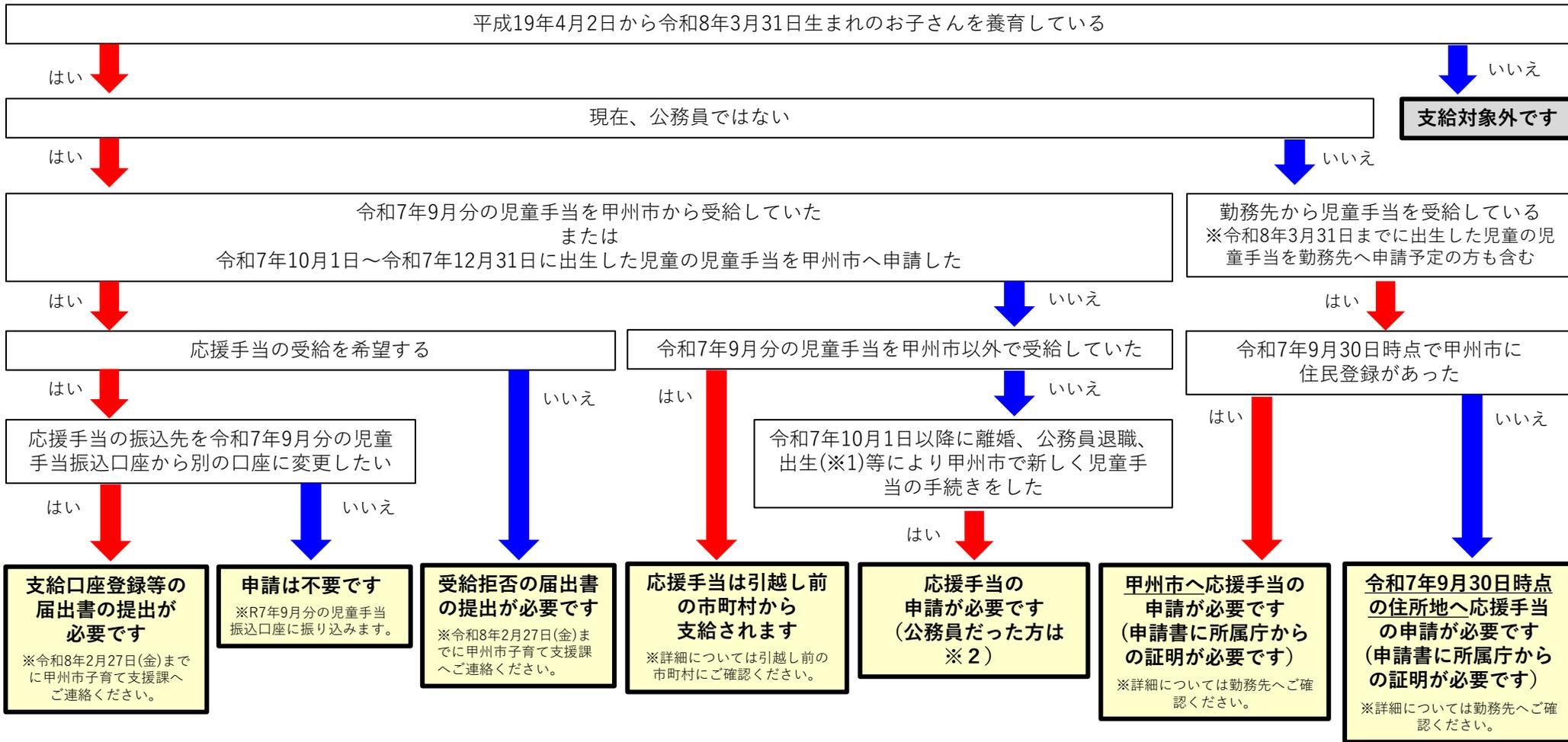


物価高対応子育て応援手当及び山梨物価高対応子育て応援特別給付金 手続き方法確認フロー

※応援手当・・・物価高対応子育て応援手当及び山梨物価高対応子育て応援特別給付金のこと



※1 出生による手続きについては、令和8年1月1日以降に出生した児童の分をお手続きされた方が申請の対象です。令和7年12月31日までに出生した児童の分については、申請不要です。

※2 令和7年10月1日以降に公務員を退職された方については、申請書に勤務していた所属庁からの証明が必要となります。詳細については勤務していた所属庁へご確認ください。